平成２６年第４回美幌町議会臨時会会議録

平成２６年１１月２８日　開会
平成２６年１１月２８日　閉会

平成２６年１１月２８日　第全号

○議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期の決定 （諸般の報告）
日程第　３	認定第　１号	平成２５年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について（委員会報告）
日程第　４	認定第　２号	平成２５年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員会報告）
日程第　５	認定第　３号	平成２５年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員会報告）
日程第　６	認定第　４号	平成２５年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員会報告）
日程第　７	認定第　５号	平成２５年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について（委員会報告）
日程第　８	認定第　６号	平成２５年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について（委員会報告）
日程第　９	認定第　７号	平成２５年度美幌町水道事業会計決算認定について（委員会報告）
日程第１０	認定第　８号	平成２５年度美幌町病院事業会計決算認定について（委員会報告）
日程第１１	承認第１０号	専決処分の承認について［平成２６年度美幌町一般会計補正予算（第４号）］
日程第１２	議案第４６号	損害賠償の額の決定及び和解について
日程第１３	議案第４７号	美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第１４	議案第４８号	美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第１５	議案第４９号	美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第１６	議案第５０号	美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第１７	議案第５１号	美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第１８	議案第５２号	平成２６年度美幌町一般会計補正予算（第５号）について
日程第１９	議案第５３号	平成２６年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第２０	議案第５４号	平成２６年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
日程第２１	議案第５５号	平成２６年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第２２	議案第５６号	平成２６年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第２号）について

日程第２３　議案第５７号　平成２６年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第２号）について
日程第２４　議案第５８号　平成２６年度美幌町水道事業会計補正予算（第１号）について
日程第２５　議案第５９号　平成２６年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）について
日程第２６　報告第１７号　専決処分の報告について

○出席議員

１番	新　鞍　峯　雄　君	２番	大　江　道　男　君
３番	中　嶋　すみ江　君	４番	上　杉　晃　央　君
５番	早　瀬　仁　志　君	６番	松　浦　和　浩　君
８番	岡　本　美代子　君	副議長　９番	坂　田　美栄子　君
１０番	吉　住　博　幸　君	１１番	橋　本　博　之　君
１２番	宗　像　密　琇　君	１３番	大　原　　昇　君
議　長１４番	古　舘　繁　夫　君		

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会委員長	沖田　滋君
選挙管理委員会委員長	松本光伸君	監査委員	髙木　清君

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席受任説明員

副町長	染谷　良君	総務部長	平井雄二君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	広島　学君
建設水道部長	矢萩　浩君	病院事務長	大村英則君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端　勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	総合計画主幹	那須清二君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	石坂　聡君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	大場正規君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	谷川明弘君
健康推進主幹	佐藤和恵君	農政主幹	渡辺靖行君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	川原武志君	建築主幹	中沢浩喜君
水道主幹	澤畠雅俊君	病院総務主幹	但馬憲司君
事務連絡室次長	三上　猛君	教育長	平野浩司君
教育部長	高木恵一君	学校教育主幹	石澤　憲君
スポーツ振興主幹	佐藤　修君	選管事務局長監査委員室長	小西　守君

○議会事務局出席者

事務局長	高崎利明君	次長	橋本美典君
議事係長	水上修一君	議事係	成田　好君

午前１０時００分　開会

◎開会・開議宣告

○議長（古舘繁夫君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は、１３名であります。定足数に達しておりますので、平成２６年第４回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、９番坂田美栄子さん、１０番吉住博幸さんを指名します。

◎日程第２　会期の決定

○議長（古舘繁夫君）　日程第２　会期の決定についてを議題とします。

去る１１月２１日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）〔登壇〕　平成２６年第４回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る１１月２１日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、議会提出案件として９月定例会において、決算審査特別委員会に付託された平成２５年度決算認定について、一般会計等及び企業会計の両決算審査特別委員会より審査結果の報告、また専決処分の報告が１件あります。

町提出案件としては、専決処分の承認１件、損害賠償の額の決定及び和解１件、条例の一部改正５件、補正予算８件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日１日限りといたします。

慎重なる審議に皆様の協力をお願いするとともに、行政職員の皆様には真摯な答弁と対応を申し上げて、議会運営委員長としての報告といたします。

○議長（古舘繁夫君）　お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を１日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、１日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、午後より欠席の旨、届け出がありました。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報用のため、写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（古舘繁夫君）　町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申し出がありますので発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　本日、ここに平成２６年第４回美幌町議会臨時会が開催

されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について、承認第１０号平成２６年度美幌町一般会計補正予算第４号につきましては、衆議院議員総選挙に係る事務執行及びごみ処分場に係る特殊車両修繕のため、急を要したことにより専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

損害賠償の額の決定及び和解について、議案第４６号につきましては、本年３月２９日に、町道１０４号道路の歩道で発生した事故にかかわる損害賠償の額及び和解について、被害者との協議結果に基づき、議決をいただきたいものであります。

条例の改正について、議案第４７号から議案第４９号につきましては、美幌町議会議員及び特別職等の期末手当支給割合について、美幌町特別職報酬等審議会に諮問し、答申をいただきましたので、それぞれの条例について議決をいただきたいのであります。

議案第５０号及び議案第５１号につきましては、本年度の人事院、給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合等の改正をしようとするものであります。

各会計補正予算について、まず一般会計の主な内容としては、庁舎階段手すりの設置及び別館２階男子トイレ改修に係る修繕料として１０８万４，０００円、豊岡自治会館ポンプ小屋の解体・撤去に係る修繕料として７９万６，０００円、大雪被害により倒壊した畜舎の解体・撤去に係る強い農業づくり事業補助金として３０７万８，０００円のほか、職員の給与改定及び会計間異動に伴う人件費などの補正を行おうとするものであります。

次に、特別会計、企業会計についてでありますが、一般会計と同様に職員の給与改定及び会計間異動に伴う人件費などの補正を行おうとするものであります。

なお、詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げ、提出案件の概要説明といたします。

◎日程第３　認定第１号から
日程第８　認定第６号まで

○議長（古舘繁夫君）　日程第３　認定第１号平成２５年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第４　認定第２号平成２５年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第５　認定第３号平成２５年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第６　認定第４号平成２５年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第７　認定第５号平成２５年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第８　認定第６号平成２５年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上６件を一括議題とします。

この件につきましては、平成２６年第３回定例会において、一般会計等決算審査特別委員会に付託いたしておりますので、その審査結果報告書の審査の結果以降について、職員に朗読をさせます。

○議事係長（水上修一君）　３、審査の結果。

関係書類の提出、あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

(1)一般会計全般について。

平成２５年度一般会計決算は、第２次財政運営計画に基づき、経費の縮減、行財政改革の推進を図りながら、国の経済対策を積極的に活用し財源確保に努めた結果、実質収支は２億７，４７５万８，０００円の黒字、実質単年度収支では３２２万６，０００円の赤字と

なった。

経常収支比率は７７．９％と若干上昇したものの、地方公共団体の財政健全化を判断する実質公債費比率（３カ年平均）は１０．７％と、ピーク時（平成１７年度２３．３％）以降順調に減少し、将来負担比率も７．５％と改善されている。

国の経済政策（アベノミクス）の効果は地方には及ばず、円安、原油高、消費税増税により深刻な状況の中、自主財源である町税の収納率は、前年度より０．４％増の９５．４％と伸びており、職員の収納率向上対策の取り組みを評価したい。中でも、現年度分の町営住宅使用料の収納率が１００％を達成したことは特段の評価をしたい。新たに制定された債権管理条例に基づく適切な債権管理に努めるとともに、引き続き収納対策の取り組みを期待する。

本町の人口は、平成２１年３月末と比較すると、５年間で１，３５８名もの人口減少が続いており、少子化対策を初めとする施策の推進が喫緊の課題である。そのためには、基幹産業である農業の振興対策を初め、地域活性化策としての住宅リフォーム促進事業、医療従事者就業支援補助金、町内消費拡大セール事業補助金等の継続はもとより、財政指標に配慮しながら、本町の元気づくりに資する積極的な地域活性化対策にも取り組まれたい。

⑵国民健康保険特別会計について。

国民健康保険税においても、一般会計同様に、収納率は０．６％増の８１．４％で、前年度より伸びており、職員の収納率向上対策の取り組みを評価したい。滞納額は減少しているが多額であるため、引き続き収納率向上対策に努力されたい。

保険給付費は、被保険者数の減少、１人当たりに対する費用額の減少に伴い、前年度に比べ１億５，５３３万８，０００円、７．６％減少している。保健事業は各種検診の自己負担の軽減により充実が図られていることを評価したい。

本町における国民健康保険税の１人当たりに対する負担額は、全道順位で高いほうであり、特に世帯所得１００万以下世帯の未納滞納額は全体の３５．６％と高負担を示す結果となっている。今後、国民健康保険基金を活用した低所得者階層に対する負担軽減策などを検討すべきである。

４、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第７６条の規定による少数意見の留保はない。

○議長（古舘繁夫君）　一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

４番上杉晃央さん

○４番（上杉晃央君）〔登壇〕　委員長として補足意見の口頭報告を申し上げます。

業務委託契約についてであります。

町が契約する各種業務委託契約書等の作成に当たって、各部局の条項等の内容に差異が見受けられるので、統一性が必要と思われる条項に関しては、全庁的に見直しを図っていただきたい。また、契約条項に基づく協議に関しては、必要の都度、適切な対応を願いたい。

以上で、終わります。

○議長（古舘繁夫君）　これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これから、認定第１号から認定第６号までの６件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

◎日程第　９　認定第７号及び
日程第１０　認定第８号

○議長（古舘繁夫君）　日程第９　認定第７号平成２５年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第１０　認定第８号平成２５年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上２件を一括議題とします。

この件につきましては、平成２６年第３回定例会において、企業会計決算審査特別委員会に付託いたしておりますので、その審査結果報告書の審査の結果以降について、職員に朗読させます。

○議事係（成田　好君）　審査の結果。

関係書類の提出、あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、両会計ともに適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、今後とも一層の努力を望み、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

(1)水道事業会計について。

①給水収益について。

給水件数・人口が減少傾向にある中、給水量では、家庭用は減少しているが、事務所用と工場用の使用量は前年度より１万６，１６１立方メートルふえた。特に、工場用では１，０００立方メートル以上使用している工場の使用量で１万２，９１０立方メートル、６．０％の増となったことは、大口利用者の特割制度導入の成果と評価する。引き続き、特割制度の周知を図り、給水収益の確保に努められたい。

②災害に強い水道施設づくりについて。

老朽化した配水管の布設がえに伴って、耐震化は進めているが、地震や酸性土壌・軟弱地盤により、耐用年数に至る前に、割れや腐食による漏水・断水が発生する場合もあり得るので、アセットマネジメントにより、水道施設を計画的に更新するため、国土強靱化の基本理念を踏まえた配水管整備計画を策定すべきである。

同時に、水道料金値上げ抑制策の検討及び経営の効率化・健全化の推進を図りながら、水質確保と安定的供給、そして地震等の災害に耐え得る水道施設づくりに努力されたい。

再生可能エネルギーの活用で、小水力発電施設が稼働し、平常時は浄水処理に伴う電力として活用され、電気料金の軽減も図られている。さらに、災害等による電源遮断時には、緊急用給水ポンプの稼働電源として活用可能になり、災害時に６００トン、町民１人１日３リットル、１０日分の飲み水の確保が整い、町民の安心につながったことは評価したい。

(2)病院事業会計について。

平成２５年度は、ここ数年減少傾向にあった患者数が外来においては微増となり、外来収益も増加している。しかし、常勤外科医師等の退職により、入院患者の受け入れができず、外科の入院患者は前年度より１，７６５人の減、入院収益も５，４０１万７，０００円と大幅な減少に転じることとなり、一般会計負担額が前年度より３，９５７万３，０００円増加する結果となっている。

国保加入者の町内医療機関の受診動向では、前年度より受診件数が３．４％減少しているものの、町立国保病院の受診件数はわずかではあるがふえており、町内唯一の有床病院で救急及び在宅医療を担う町立国保病院への期待はますます高まってくるものと思われる。このことから、医師不足の解消と病院経営の安定化に向けて、病院設置者である町長の責務・指導力を発揮され、医師招聘はもとより、病院経営も含め地域医療の中核病院として町立病院のあるべき方向性を早急に示し、改善を図るべきである。

４、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第７６条の規定による少数意見の留保はない。

○議長（古舘繁夫君）　企業会計決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

３番中嶋すみ江さん。

○３番（中嶋すみ江君）〔登壇〕　委員長として、補足意見の口頭報告を２件申し上げま

す。

初めに、水道事業会計について。

１点目、未給水地域については住民との話し合いなどを行い、対策を図られたい。

２点目、災害時に小水力発電で最低限の飲み水は確保でき、町民の安心につながったが、さらなる災害時対策としてタンク機能を有した配水管整備計画も図られたい。

３点目、料金の収納方法については、口座振替、コンビニ収納により、利用者に利便性を享受しているが、将来的には料金収納コストの負担のあり方を検討すべきである。

続きまして、病院事業会計について。

１点目、地方公営企業等経営アドバイザーの派遣を受け、助言されたことを町長及び院長が中心となって連携し、全職員一丸となって取り組み、さらに信頼される病院を目指し、病院経営にいち早く反映されることを期待する。

２点目、地域医療連携室が開設されたことで、病病・病診の連携、さらに地域包括支援センター・行政との連携が密になることで、高齢化社会を先取りした住民ニーズに合った医療サービスを提供できる町立国保病院の機能を発揮していただきたい。

３点目、不採算地区病院に対する特別措置に対しては、新しい方針が近々示されることから早急な対応を図られたい。

以上で終わります。

○議長（古舘繁夫君）　委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　なしと認めます。

これから、認定第７号及び認定第８号について、一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

◎日程第１１　承認第１０号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１１　承認第１０号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　それでは、議案の９ページをお開きいただきたいと思います。

承認第１０号専決処分の承認について。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるということで、次の１０ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。

衆議院議員総選挙に係る事務執行及びごみ処分場に係る特殊車両修繕のため急を要するので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２６年１１月２１日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の１２ページから御説明を申し上げます。

平成２６年度美幌町一般会計補正予算（第４号）について御説明を申し上げます。

平成２６年度美幌町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、１１月２１日衆議院が解散されたことに伴いまして、衆議院議員総選挙が１２月２日公示、同１４日投開票の日程で実施されることとなったため、所要の経費を補正したものでございます。

また、ごみ処分場における平成１０年度購入のごみ締め固め用の特殊車両バケットコンパクターがエンジン本体の破損により１１月１９日使用不能となりまして、急遽、再生エンジン、リビルトエンジンが山口県に１機あることが判明したために、エンジンの載せかえによる処置により、現場での影響を最小限

にする補正を行ったものであります。なお、本コンパクターの更新計画は、製造期間に２年を要することから、平成２８年度を予定しておりましたが、今回の修繕により、機械の状態を見て、更新時期を再度検討することとしたいと考えているところでございます。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，０３６万５，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ９９億９，２５５万円とする。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

それでは、議案の２２ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、先ほど説明したとおり、まずは衆議院議員の総選挙の費用ということで、９０４万７，０００円を新規増額補正をいたしたものでございます。内容につきましては、委員報酬以下、所要の費用を計上したところでございます。また、一番下の段にあります職員給与費の増、その他の手当てということで、従事する職員の時間外手当ということで、４２４万円の増額補正をいたしたところでございます。中ほどの段、衛生費の清掃費、ごみ処分場維持管理事業費の増、修繕料７０７万８，０００円は、冒頭申し上げましたとおり、処分場のバケットコンパクターのエンジン載せかえ修繕費用を補正したものでございます。修繕に要する日数は、およそ３週間と聞いております。

次、歳入御説明いたしますので、２０ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入でございますが、歳出で御説明をいたしました選挙費用は、全額を衆議院議員の総選挙費の道からの委託金で賄うもので、１，３２８万７，０００円の増額補正でございます。また、コンパクター修繕費用につきましては、前年度繰越金の増ということで、７０７万８，０００円で賄うものでございます。これにより、前年度繰越金の予算計上の残額は、５，８９７万２，０００円となるものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

１３番大原昇さん。

○１３番（大原　昇君）　２２ページ。

ごみ処分場の中のリビルトエンジンの関係でちょっと聞きたいのですけれども、私の体験上、これより小さい型のショベルのエンジン、リビルトの関係で３００万円から４００万円、そして同じような機種のエンジンであれば、今まで私の知っている限りでは、５００万円ぐらい。余りにも７００万円というのは高いように感じるのですね。前回、説明の中では一つしかないよと、国内に一つしかなかったというようなことですけれども、その分があって高くふっかけられたのではないかと、言い方悪いですけれども。というふうにしかとれないのですね。この辺の話をもう少し詳しくお話を聞きたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　中古のエンジンを一概に高いということは言えないのですけれども、リビルトエンジン、これを整備して、中古のエンジン、程度がそれぞれございまして、新しいものも古いものもございます。当然、その交換部品も違いますので、定価等は定まっていないというような状況がございまして、たまたま今回につきましては、山口県に１機だけこのエンジンがあったものですから、その辺比較をできなかったということもございます。この１機だけの部分について購入したいというようなことで、補正をお願いしているところでございます。

○議長（古舘繁夫君）　１３番大原昇さん。

○１３番（大原　昇君）　普通のエンジンは、トラックの１１トンのエンジンでもリビルトエンジンでやれば３００万円ぐらいなのです。普通。何ぼ本州から持ってきても。重機の機械でもやはり本州からなのですね。大方、持ってくるのは。そして、リビルトエン

ジンというのは、悪いところを取りかえて持ってくるのですよ。直して。だから、その古い、新しいという、エンジンには関係ないのです。その悪いところだけ直して持ってくるものですから、大体似たようなエンジン、そしてその場所でエンジンだけ解体して、直すとやはり高いのがつくのですよ。リビルトエンジンというのは、やはり普通の整備工場でばらして直すよりも１００万円ぐらい安いのです。普通は。私の感覚でいえば、大体５００万円ぐらいだと思っているのですよ。余りにも２００万円ぐらい、これ間違いかもしれないけれども、今までの感覚で申うさせてもらっていますけれども、もしこれがまだまだこれで決定でないのであれば、この業者とよく話をしていただいて、交渉していただければというような思いで、今、お聞きしたところです。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　今、大原議員、おっしゃった内容について、もう一度ちょっと精査をしてみたいと考えております。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　同じく２２ページ、機械の修理についてお聞かせ願いたいと思います。要点は、一つです。

修理に３週間ぐらいという御説明でしたが、本来コンパクターというのは、ごみの減容化という役割を担っていると思います。その修理期間、どのようにこの３週間減容化するのかというのがまず１点。

２点目、今回修理、多額の金額を使って修理されるわけですが、かなり経年年数からいったら古くなられているのかな、この機械自体が。ただ、今回修理することによって、将来的に修理後のどのような期間使えるのか、想定しているのかという観点でお聞かせ願いたいのですけれども、まず減容化ということでお聞かせ願いたい。

○議長（古舘繁夫君）　環境生活主幹。

○環境生活主幹（大場正規君）　ただいまのまず１点目の減容の部分でございますが、現在の修繕の進捗状況でございますが、当初３週間程度ということで見込んでおりました納期が順調に進んでおるということで、このままの進捗であれば１２月の大体８日前後ということで、約１０日程早まるのかなという部分でございます。それで当初、長くなればその減容に対して埋め立て地のほうで何か手だてを考えないとならないのかなという部分も検討してまいりましたが、今の状況でいくと納期が早まりますので、そのままで納期後にまた減容化を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、二つ目の何年使用できるかでございますが、機械でありますので、例えば３年使用できる、５年使用できるとこの場でちょっと断言はできませんが、状況を見きわめながら可能な限り使用してまいりたいと考えております。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　これ、かなり私の感覚では経年、要するに年数たっているのかなと思っていますが、やっぱりこれぐらい、今回はエンジンの部分ということの修繕、修理費だと承知はしていますが、考え方によっては、年数割合したら、いっそのこと新型で効率のいい新型導入だっていいのではないかという議論だって、中にはあると思うのですよ。そういう中で、こういう多額の金をかける以上は、最低そういう新型を買ったことも想定した場合の割り返しも含めて、私はやっぱり最低でも四、五年もたなかったら、今回は修繕といってもエンジンの部分なのですよ。もしかしたら足回りも、まだ発生はしていませんよ、壊れるかもしれない。それはそのときの対応だと思いながらも、新車というのは、一つは安心感、つぎはぎという言葉は悪いのですが、これは年召された人はよくわかっていると思いますが、服と同じでつぎはぎをするときは新しい布でつぎはぎしたら、全体がまた回りが逆にいかれるのですよ。そ

ういうこと考えていった場合、今回の支出をもって、全体的な話、高上がりになるのではないかという観点も含めて、いま一度、今後、エンジンに対しての修繕費ではありますが、やっぱり目標を定めていただかないと、元々の議論に戻ってしまうのではないかという懸念があるものですからそこら辺も込めて、これで終わりますけれども、答弁よろしくお願いします。

○議長（古舘繁夫君）　環境生活主幹。

○環境生活主幹（大場正規君）　ただいまの御質問の修繕料に見合う年数でございますが、コンパクターを更新計画で予定しておりました４，１８０万円を購入価格と設定しまして、現在のコンパクター同様に１６年間使用したと仮定した場合、年間２６１万３，０００円となりますので、修繕料の７０７万８，０００円を２６１万３，０００円で割り返しますと、約おおよそ３年の期間ということになります。

よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　吉住議員の、１年でも長く使用したいというふうに担当としては考えているのですけれども、第２期埋め立てが終了するそれぐらいまでは何とかもたせたいなと考えております。

それで、このコンパクターにつきましては、２，４００万円ほどの値段で買っております。１６年前に。現在までの修繕は、今回の分を含めますと２，８００万円。ですから取得費以上に修繕がかかっている状況がございます。物が物でございますので、やはりごみ処理場というのはいろいろなものが入ってきますので、やはりこういう機械については消耗が激しいというような状況もございます。なるべく長い期間使っていきたいと考えておりますけれども、何とも機械でございますので、その辺御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで質疑終わります。

これから、承認第１０号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第１２　議案第４６号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１２　議案第４６号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩　浩君）　議案の２５ページをお開き願います。

議案第４６号損害賠償の額の決定及び和解についてを御説明申し上げます。

町は、町道第１０４号道路で発生の事故に関する損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとして、平成２６年３月２９日に発生しました町道の歩道施設劣化に伴う事故により、町は被害者であります新堀瞭子様に損害を与えておりましたが、その損害について、平成２６年１１月４日に賠償額の合意をいただくことができました。このことに伴い、地方自治法第９６条第１項第１２号並びに第１３号に基づき、損害賠償の額の決定と和解に関する議決をお願いするものでございます。

記以下につきましては、１、損害賠償の額１３９万４，５０３円であります。

２、損害賠償の相手方、美幌町字元町２５番地の１０、新堀瞭子様でございます。

３、事故の概要は、平成２６年３月２９日土曜日であります。午前８時３０分ごろ、新堀様が美幌町字元町２５番２４地先町道第１

０４号道路の歩道を歩行中、歩道に設置の雨水枡コンクリート蓋に乗った際、劣化により蓋が崩れ、足をとられ転倒し、左手前腕部を骨折したものであります。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第４６号損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第４７号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１３　議案第４７号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　議案の２６ページをお開きいただきたいと思います。

議案第４７号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の１ページをお開きいただきたいと思います。

資料１、議案第４７号関係。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例。

改正目的でありますが、美幌町特別職報酬等審議会の答申を受けまして、参考資料の８ページから１０ページにあります国家公務員における人事院勧告の骨子に基づきまして、平成２６年１２月の期末手当及び平成２７年度以降の期末手当支給割合の変更措置を講じるものでございます。

改正内容でありますが、期末手当の年間支給割合を０．１５月分引き上げるもので、現行年間２．９５月分を改定後３．１０月分にしようとするものでございます。

平成２６年度は、６月が既に支給済みでありますので、１２月に０．１５月分を引き上げ、平成２７年度以降は６月及び１２月の支給割合をそれぞれ０．０７５月引き上げようとするものでございます。施行日は平成２６年度分は公布の日から、平成２７年度以降は平成２７年４月１日からとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いをいたします。なお、参考資料の２ページに新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第４７号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第４８号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１４　議案第４８号美幌町長等の給与等に関する条例の一

部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　議案の２７ページをお開きいただきたいと思います。

議案第４８号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の３ページをお開きいただきたいと思います。

資料２、議案第４８、４９号関係。

美幌町長等の給与等に関する条例等。

改正目的でありますが、議会議員と同様に、特別職報酬等審議会の答申を受け、国の人事院勧告に基づき、今回改正をしようとするもので、町長等及び教育長の平成２６年１２月の期末手当並びに平成２７年度以降の期末手当支給割合の変更措置を講じるものでございます。

改正内容につきましては、期末手当の年間支給割合を０．１５月分引き上げるもので、現行３．９５月から４．１０月にしようとするものでございます。

平成２６年度につきましては、６月が支給済みのため、１２月に０．１５月分引き上げ、平成２７年度以降は６月及び１２月の支給割合をそれぞれ０．０７５月引き上げようとするものでございます。施行日につきましては、平成２６年度分は公布の日から、平成２７年度以降は平成２７年４月１日からでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いをいたします。なお、参考資料の４ページから５ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第４８号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第４９号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１５　議案第４９号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　議案の２８ページをお開きいただきたいと思います。

議案第４９号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、議案第４８号で参考資料により町長等とあわせて御説明をいたしましたので省略をさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第４９号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決しま

す。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第５０号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１６　議案第５０号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　議案の２９ページをお開きいただきたいと思います。

議案第５０号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の６ページをお開きいただきたいと思います。

資料３、議案第５０号関係。

美幌町職員の給与に関する条例。

改正目的につきましては、同じく国の人事院勧告に基づきまして、民間給与等との格差を是正するために改正を行おうとするものでございます。

まず、１番目として給料でございますが、民間給与との格差を是正するために若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げ、平均０．３％増額改定をしようとするものでございます。なお、５０歳代後半層の職員につきましては民間給与を上回る水準にあるため据え置こうとするものでございます。適用年月日は、平成２６年４月１日でございます。

２点目、通勤手当でございます。

民間事業所における支給額を平均で１０％以上下回っているために、このたび１００円から７，１００円までの幅で引き上げをしようとするもので、記載の表のとおりでございます。適用年月日は、平成２６年４月１日からとするものでございます。

３点目、期末勤勉手当でございます。

年間の支給割合を０．１５月分引き上げ、３．９５月から４．１０月にしようとするものでございます。平成２６年度につきましては、民間の支給割合に見合うよう引き上げ、勤務実績に応じた給与を推進するために、１２月期の勤勉手当を０．１５月引き上げようとするものでございます。適用年月日は、公布の日からでございます。

次のページをお開きください。

平成２７年度以降につきましては、６月及び１２月の勤勉手当の支給割合をそれぞれ０．０７５月引き上げようとするものでございまして、適用年月日は平成２７年４月１日でございます。

次に、再任用職員でございますが、年間支給割合を０．０５月分引き上げ、２．１０月から２．１５月にしようとするものでございます。２６年度につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するために、１２月期の勤勉手当で調整をしようとするもので、適用年月日は公布の日からというものでございます。

次に、２７年度以降につきましては、６月及び１２月の勤勉手当の支給割合をそれぞれ０．０２５月引き上げようとするものでございまして、適用年月日は平成２７年４月１日というものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、どうかよろしくお願いをいたします。なお、１１ページから３０ページに給料表比較表、給与改定の所要額調書、条例新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　これから質疑を行います。

１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　参考資料の６ページ、通勤手当の表をもとにしてちょっとお尋ねしたいのであります。

実は、給料とか期末手当、そういう趣旨では十分わかるのですが、まず通勤手当ということで２点ほど。

各自治体によって、交通の利便性も含めて、私は違うのかなと思っているのです。そういう意味では、美幌町自治体ということで精査されたのかという趣旨で１点。

２点目であります。

片道距離という区分、参考資料お持ちの方はこの数字のとおりだと思うのですが、美幌町、例えば役場を基準にした場合、基本的に考えることですけれども、峠まで簡単にいえば２５キロ、北見と美幌のところまで、北見市内まで行ったって二十三、四キロだと思っているのですよ。そういう意味で、この一覧表を単純に自治体に合わせた形の話ではないような思いがあるのですよ。ですから、この表の作り方自体も含めて、美幌町としてのお考えが含まれていないのでないかというふうに思うものですから、いま一度、少なくても６ページの表、通勤手当の部分で御説明いただきたい再度。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　今、通勤手当の美幌町の実態の勘案はどうなのだという御質問だと思いますけれども、これにつきましては通勤手当のみならず、給料、ほかの手当も含めまして、あくまでも国家公務員の人事院勧告に基づいて美幌町は支給をしているという内容でございますので、給料等もそういった面では同じようなことが言えるのかなと思いますが、その実態はなかなか地方と中央では違いますし、その実態は、また美幌町では同じような例えば規模等のものがなかなか統計的にもとれない、データとしてもとれないというようなことから、実態を、今のここの実態をそのまま反映するということは非常に無理があるのかなということで、あくまでも美幌町の考え方は国公準拠ということでありますので、通勤手当のこの表につきましても国公準拠ということは前々から同じ考え方で規定をしているものでありますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　私の思いを述べたら、質疑ですからよくないとは思うのですけれども、私は本来、各自治体が基本的に組み立てしたほうがよろしいのではないかというのは議員になってから共通したことを申し上げている過程であります。ただ、少なくても６ページの通勤手当の表を見ても、単に準拠という言葉で片づけられる問題ではないと思うのですよ。やはり距離数にしても６０キロ以上、本来は町職員というのは美幌町にいらっしゃるから、基本的にはですよ、そういうことを見た場合にその範囲というのは、例えばどう走ったって、先ほど言ったように、峠まで２５キロぐらいあれば足りるだろうと、役場から北見に行ったって２５キロあれば十分足りる距離だと思っていますので、そういう意味では６０キロ以上という表現ではなくて、短絡的にいうと２５キロ以上という表でもいいのではないかなと思ってみたり、基本的にはやっぱりきっちり提案するに当たっても、そういう物の準拠という言葉があれば通用するということではなくて、基本的に組み立てなければいけないことがあってもしかるべきではないか。これは質疑でありますが、意見を述べてやめておきます。

○議長（古舘繁夫君）　副町長。

○副町長（染谷　良君）　ただいまのお尋ねの件は、実態に合った対応をすべきでないかということだと思います。

原則的には御指摘のとおりだと思っておりますが、先ほど部長が答弁したとおり、人事院勧告をベースとしてそれぞれの給与条件を整備しているということであります。

また、この距離の関係も通常は余り起こらないケースでそのとおりでありますが、場合によっては緊急の場合だとか、あるいはそれ

ぞれ職員の家庭の事情だとか、いろいろなケースが起こり得る可能性としてはないわけでありませんのでそれらに対応、ほとんど対応するケースはないのですが、そういったことにも備えなければならないということで、こういう基準を設けているということで御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで質疑終わります。

これから、議案第５０号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　議案第５１号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１７　議案第５１号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　議案の４０ページをお開きいただきたいと思います。

議案第５１号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の３１ページをお開きいただきたいと思います。

一般職と同様年間０．１５月分引き上げをしようとするものでございます。

以上、御説明を申し上げましたので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第５１号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

再開を、１１時１５分といたします。

午前１１時０６分　休憩

午前１１時１５分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１８　議案第５２号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１８　議案第５２号平成２６年度美幌町一般会計補正予算（第５号）についてを議題とします。

ただちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　議案の４２ページをお開きいただきたいと思います。

議案第５２号平成２６年度美幌町一般会計補正予算（第５号）について御説明申し上げます。

平成２６年度美幌町の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、主に議案第４

７号から議案第５１号の条例改正に伴う給与等改定分及び職員の異動に伴う人件費を整理しようとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３２７万円を減額し、歳入歳出それぞれ９９億８，９２８万円とする。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

それでは、議案の５２ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、給与改定及び職員の異動に伴う１２款職員給与費の補正のほかに、同様の理由から議員期末手当、他会計繰出金等を補正するほか、その他の理由により補正するものとして、まず上段２段目の庁舎管理事業費の増、修繕料１８０万４，０００円の増額補正でございますが、これにつきましては、本庁舎の中央及び西側階段に高さ１メートルほどの手すりが片側のみ設置されておりますけれども、まず高さが現在の基準、およそ７０センチの基準でありますが、これに合っていないこと、また片側にしかついていないことから、来庁者に不便をおかけしまして、また実際には転倒も発生したことから、早急に手すりを設置したいこと、また落下防止用のネットも劣化していることから、パネルに改修する費用といたしまして、１０２万１，０００円を増額させていただきたいもの、また別館２階トイレの配水管が経年により細くなりまして、洗浄等の修繕では復旧しない状態となり、使用できない状態と今現在なっていることから、配水管の改修に合わせまして便器の洋式化を行いたいということで、７８万３，０００円の補正をお願いしたいものでございます。

次の住民活動推進事業費、修繕料、７９万６，０００円の補正でございますが、これにつきましては豊岡自治会館の井戸小屋が老朽化によりまして傾き、倒壊のおそれがあるために、小屋を解体し、井戸の一部を改修するものとして補正をお願いしたいものでございます。

以下、このページにつきましては、給与改定の補正でございます。

次、５４ページをお開きいただきたいと思います。上から２段目になります。

強い農業づくり事業費、補助金。

強い農業づくり事業補助金３０７万８，０００円の新規補正をお願いしたいものでございます。これにつきましては、平成２５年度の大雪による農業被害により被災をした農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧及び撤去等を緊急的に支援する事業でありまして、事業費のうち地方公共団体が２分の１相当を補助することを前提に、国が２分の１相当を補助し、被災施設の復旧及び撤去を行うことによって農業経営を継続させようとするもので、本町において１件の養豚経営者の事業計画が承認されたことに伴いまして、新規補正で町の負担額１５３万９，０００円を組みまして、国の補助金と合わせて３０７万８，０００円を補正をしようとするものでございます。町の負担額のうち８割が特別交付税で措置されるものでございます。以下につきましては、給与改定に伴うものでございます。

それでは、歳入を御説明いたしますので、５０ページにお戻り願いたいと思います。

歳入でございますが、強い農業づくり事業補助金につきましては、先ほど説明した養豚経営者の１件分の国の補助金２分の１相当額でございます。

次、財政調整基金繰入金の減、４８０万９，０００円の補正でございますが、今回の補正の財源の調整を財政調整基金で行なうもので、これによりまして年度末の財政調整基金の残高は１１億９，２８７万６，０００円となる見込みでございます。

以上御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから質疑を行います。

１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　５２ページ、上から２段目、庁舎管理事業費の増ということで、その内容に絡めてお尋ねしたいと思います。

今、手すりの話が出たと、簡単に言うと基準に合わないということを理由にされているのがありました。庁舎全体を見たときに、古い新しいということはもちろんいろいろあるでしょうけれども、基準というのは、美幌町独自で、建築基準とかいう意味では適正に守らなければいけないものだと思っているところで、何でこういうことが今の時期に、それはお金の対応ということももちろんあるでしょうけれども、基準が設定されているなら速やかに実行するのがやっぱり行政としての役割かなという思いもあるものですから、そういう意味で今回のことも含めて基準に合わないのが庁舎内にまだたくさんあるのかないのか、そこら辺の精査はどうなっているのか、ちょっと興味持ちましたので、金の都合もあろうかと思いますけれども、基準という言葉を使った以上、それに対応していかなければいけない問題だと思いますので、そこら辺、再度お教え願えないでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　今までなぜ設置をしていなかったか、改修してなかったかというのは、そのとおりだと思います。そういった転倒事故も起きたということで、早急にしたいということで、ほかの施設についても早急に調査をしたいと思いますが、この基準、７０センチ前後ということで、７０センチでなければならないとか、６０センチでなければならないとかという、そういう一定の基準というのはございません。およそ７０センチ前後ということで、施設の用途、あるいは利用者の年齢層といいますか、それによって、施設によっては６０センチにしてみたり、そうでない例えば若い人方が使うところであればもっと高くして８０センチにしてみたりということで、これは決して一定ではありません。ですから、例えばしゃきっとプラザみたいなところは、不特定多数の人が利用するところでは２段手すりというようなことで、下が６０センチ、上が多分８０センチだったと思います。そういった２段手すりをつけているというようなところもあります。

公共施設老朽化に伴いまして、今、いろいろ改修、修繕等行っておりますが、その中で長寿命化も図るというような中では、耐震も含めまして、こういった手すり等も順次、急いで調査をして対応を図ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　最初の説明は基準という言葉を使って説明されたと思っているのですよ。受け止め方ですよ。それを今、再度求めたときに、基準はない。例えば、幅という意味の含めて基準というものは、私は今説明を聞いていて、今、聞き違いかどうかわかりませんから６０センチから７０センチという幅も含めて私は基準だと思っているの。でも出だし、再度めくってみたら、実は今回の基準はないのです。やるということで処理しますという話になると、ちょっと出だしの言葉とあれとは符合しないような気がいたしますので、重箱をつっつくような話で恐縮なのだけれども、ただ私がその点はその点として別な時間でお聞かせ願いたいけれども、今回含めて庁舎内で修繕すべきものがあるのであれば、しっかり拾い出して、来年度予算にも対応するような形で持たれたらいかがですかという観点で質疑をやめさせていただきます。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　説明不足な点につきましてはおわびいたしますが、あくまでも一つの目安といたしましては、先ほど言ったのは、６０センチから８０センチ、これは目安であります。ただ、今現在ついているのが１メートル８０センチということでは、やはり相当高いということでは現状はやはりそ

ぐわないということで、改修をしたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　副町長。

○副町長（染谷　良君）　庁舎ばかりではありません。町の所管する公共施設、常にそういうものがつきまとうことのないよう、十分対応しなければという思いではおりますが、今回の場合は次年度の当初予算にということではなくて、そういう危険な状況が私ども十二分に確認した段階での対応ということで、早期にさせてもらったということで、どうか御理解をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで、質疑終わります。

これから、議案第５２号平成２６年度美幌町一般会計補正予算（第５号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　議案第５３号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１９　議案第５３号平成２６年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　５６ページ、お開きいただきたいと思います。

議案第５３号平成２６年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

平成２６年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う会計間の人件費の調整、それから人事院勧告に基づく職員給与の改正による補正でございます。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３９１万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０億３９７万円とする。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

６５ページ、６６ページ、お開きいただきたいと思います。

３、歳出について御説明をいたします。

１款総務費１項総務管理費１目一般管理費につきましては、人事異動に伴う人件費の一般会計との会計間の調整でございます。人事院勧告に基づく職員給与の改正による補正予算でございまして、それぞれ一般職給、期末・勤勉手当、それから職員共済費等合わせて３９１万円を増額するものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございます。

６３ページ、６４ページ、お開きいただきたいと思います。

２、歳入について御説明いたします。

８款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金９７万７，０００円の増額につきましては必要額を一般会計から繰り入れするものでございます。

その下、９款繰越金２９３万３，０００円につきましては、前年度繰越金計上に伴う増額補正でございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第５３号平成２６年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　議案第５４号

○議長（古舘繁夫君）　日程第２０　議案第５４号平成２６年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　６８ページでございます。

議案第５４号平成２６年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

平成２６年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、人事院勧告に基づく職員給与の改正による補正でございます。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億９，８６４万８，０００円とする。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

７７ページ、７８ページ、お開きいただきたいと思います。（「省略」という声あり）

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第５４号平成２６年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　議案第５５号

○議長（古舘繁夫君）　日程第２１　議案第５５号平成２６年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　８０ページ、お開きいただきたいと思います。

議案第５５号平成２６年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う会計間人件費の調整、それから人事院勧告に基づく職員給与の改正による補正予算でございます。

平成２６年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億６，３０９万５，０００円とする。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

８９ページ、９０ページ、お開きいただきたいと思います。（「省略」という声あり）

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第５５号平成２６年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　議案第５６号

○議長（古舘繁夫君）　日程第２２　議案第５６号平成２６年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩　浩君）　議案の９２ページをお開き願います。

議案第５６号平成２６年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

平成２６年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定及び会計間異動に伴う人件費等の補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３１４万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億１，４４４万１，０００円とするものであります。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。（「省略」という声あり）

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第５６号平成２６年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３　議案第５７号

○議長（古舘繁夫君）　日程第２３　議案第５７号平成２６年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩　浩君）　議案の１０４ページをお開き願います。

議案第５７号平成２６年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

平成２６年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定及び会計間異動に伴う人件費相当の補正でございます。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１８５万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，６

３７万３，０００円とするものであります。
第２項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。（「省略」という声あり）
以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。
○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。
これから、議案第５７号平成２６年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２４　議案第５８号

○議長（古舘繁夫君）　日程第２４　議案第５８号平成２６年度美幌町水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。
直ちに提案理由の説明を求めます。
建設水道部長。
○建設水道部長（矢萩　浩君）　議案の１１６ページをお開き願います。
議案第５８号平成２６年度美幌町水道事業会計補正予算（第１号）についてを御説明申し上げます。
総則、第１条、平成２６年度美幌町の水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
今回の補正につきましては、給与改定及び会計間異動に伴う人件費等の補正を行おうとするものであります。
収益的支出の補正、第２条と資本的支出の補正、第３条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。
議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第４条、予算第８条で定めた経費は記載の金額であります。
次の１１７ページ、１１８ページをお開きいただきたいと思います。（「省略」という声あり）
以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。
○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。
これから、議案第５８号平成２６年度美幌町水道事業会計補正予算（第１号）についてを採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２５　議案第５９号

○議長（古舘繁夫君）　日程第２５　議案第５９号平成２６年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。
直ちに提案理由の説明を求めます。
病院事務長。
○病院事務長（大村英則君）　それでは、議案１２８ページをお開き願います。
議案第５９号平成２６年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。
今回の補正につきましては、他会計と同様に、人事院勧告に基づく給与の改定と、一部職員の異動に伴う所要の金額を補正しようとするものであります。
第１条、平成２６年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条の収益的収支の補正につきましては、それぞれ実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第３条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費、第４条の他会計からの補助金の補正につきましても、記載のとおり人事院勧告等による所要の額を補正しようとするものであります。

細部については、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、１３０ページをお開き願います。

（「省略」という声あり）

以上、説明申し上げましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第５９号平成２６年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２６　報告第１７号

○議長（古舘繁夫君）　日程第２６　報告第１７号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　ないようでありますので、報告第１７号専決処分の報告については、これで終わります。

◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君）　以上で、本臨時会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成２６年第４回美幌町議会臨時会を閉会します。

午前１１時４４分　閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員